

（自動運行装置）

第55条の2 自動運行装置を備える自動車であって、次に掲げるもののうち、細目告示第72条の2第17号又は第150条の2第1項第17号の基準に適合するもの（高速道路等における運行時に車両を車線内に保持する機能を有する自動運行装置を備える自動車（自動運行装置作動中の最高速度が60キロメートル毎時以下であるものに限る。）以外の自動車を除く。）にあっては、第72条の2第4号及び第150条の2第1項第4号中「事前に十分な時間的余裕をもって」とあるのは「直ちに」と読み替えることができるものとする。ただし、この場合において、走行環境条件を満たさなくなった場合であっても、運転者が運転操作を行うまでの間、安全な制御を継続するものでなければならない。

一 令和4年6月30日以前に製作された自動車

二 令和4年7月1日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ 令和4年6月30日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ 令和4年7月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和4年6月30日以前に指定を受けた型式指定自動車と自動運行装置に係る性能が同一であるもの

ハ 国土交通大臣が定める自動車

- 2 第5項に規定する自動車については、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和2年国土交通省告示第1577号）による改正前の別添122「高速道路等における低速自動運行装置を備える自動車の技術基準」（以下単に「別添122」という。）3.1.4.2.1.中「リスク最小化制御が車両を停止させるために」とあるのは「リスク最小化制御が車両を停止させるため又は予定事象発生後に車両を安全に停止させるために」と、同別添3.1.4.3.1.中「5秒以内に」とあるのは「すみやかに」と、同別添3.1.4.3.2.中「強化されなければならない。」とあるのは「強化されなければならない。ただし、当該要求が運転操作を運転者に安全に引き継げるものである場合は、この限りでない。」と、同別添3.1.4.4.1.中「リスク最小化制御を行う場合」とあるのは「リスク最小化制御を行う場合及び10秒以内に作動しても他の交通に危険を及ぼさないリスク最小化制御を行う場合」と、同別添3.1.5.1.中「いずれかに掲げる場合」とあるのは「いずれかに掲げる場合又はリスク最小化制御中に、安全を確保しつつ自動車線維持システムが車線変更操作（路肩に対するものを含む。）を実行することができる場合」と、同別添3.2.1.3.1.中「うち少なくとも2つの判断基準」とあるのは「判断基準」と、「最大30秒以内に」とあるのは「適切な時間内に」と、同別添3.2.2.5.中「運転者の操作以外の操作」とあるのは「運転者の操作及び車両の安全性が確保できる操作以外の操作」と、同別添3.2.2.6.中「行ってはならない。」とあるのは「行ってはならない。ただし、当該制御を行っても車両の安全性が確保できる場合にあっては、この限りでない。」と、「非作動の状態になってはならない。」とあるのは「非作動の状態になってはならない。ただし、機能が非作動になっても車両の安全性が確保できる場合にあっては、この限りでない。」と、同別添3.2.3.1.中「変化しなければならない。」とあるのは「変化しなければならない。ただし、

運転者が意図せず当該システムを非作動の状態にすることを防止するために閾値を変化させる必要がない場合は、この限りでない。」と、同別添3. 2. 3. 3. 中「満たすものでなければならない。」とあるのは「満たすもの又は車両の安全性を確保できるものでなければならない。」と、同別添3. 2. 3. 4. 中「直ちに引継ぎ要求を発するものとする。」とあるのは「直ちに引継ぎ要求を発するものとする。ただし、運転者が操作を引き継いでいると判断できる場合においては、この限りでない。」と、同別添3. 2. 4. 1. 3. 中「満たさなければならない。」とあるのは「満たさなければならない。ただし、安全に引継ぎを求めることができる引継ぎ要求の場合は、この限りでない。」と、同別添3. 2. 4. 2. 2. 中「含むものとする。」とあるのは「含むものとする。ただし、作動中である旨を運転者に適切に表示できるものにあつては、この限りでない。」とそれぞれ読み替えることができるものとする。

- 3 次に掲げる自動車以外の自動車については、当分の間、細目告示第150条の2第3項の規定は適用しないものとし、第228条の2の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第2章及び第3章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示(令和2年国土交通省告示第788号)による改正前の第228条の2の規定に適合するものであればよい。

一 令和3年10月1日（輸入された自動車にあつては令和4年10月1日）以降に新たに指定を受けた型式指定自動車のうち、指定を受けた時点における細目告示別添124「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」1. に規定する対象装置の性能が令和3年9月30日（輸入された自動車にあつては令和4年9月30日）以前に指定を受けた型式指定自動車と同一でなく、かつ、指定を受けた日から起算して2年を経過したもの（新規登録（軽自動車にあつては新規検査）を初めて受けた日の属する月の前月の末日から起算して10月を経過したものに限る。）

二 国土交通大臣が定める自動車

- 4 令和4年9月30日（輸入された自動車にあつては令和5年9月30日）以前に指定を受けた型式指定自動車及び国土交通大臣が定める自動車については、令和6年9月30日（輸入された自動車にあつては令和7年9月30日）までの間、細目告示第150条の2第3項の規定は適用しないものとし、第228条の2の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第2章及び第3章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（令和2年国土交通省告示第788号）による改正前の第228条の2の規定に適合するものであればよい。

- 5 次に掲げる自動車については、細目告示第72条の2第1項第4号、第6号、第10号、第17号及び第18号並びに第150条の2第1項第4号、第6号、第10号、第17号及び第18号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和2年国土交通省告示第1577号）による改正前の細目告示第72条の2第3号、第4号、第7号、第14号及び第15号並びに第150条の2第1項第3号、第4号、第7号、第14号及び第15号

の規定に適合するものであればよい。

- 一 令和4年6月30日以前に製作された自動車
 - 二 令和4年7月1日以降に製作された自動車であって、次に掲げるもの
 - イ 令和4年6月30日以前に指定を受けた型式指定自動車
 - ロ 令和4年7月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和4年6月30日以前に指定を受けた型式指定自動車と自動運行装置に係る性能が同一であるもの
 - ハ 国土交通大臣が定める自動車
- 6 次に掲げる自動車については、細目告示第72条の2第17号及び第18号並びに第150条の2第1項第17号及び第18号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和5年国土交通省告示第1号）による改正前の細目告示第72条の2第14号及び第15号並びに第150条の2第1項第14号及び第15号の規定（以下この項において「旧規定」という。）に適合するものであればよく、別添123「作動状態記録装置の技術基準」2. 3.、2. 4.、3. 1. 1. 6. から3. 1. 1. 10.、3. 1. 1. 12. から3. 1. 3. 3. まで、3. 4. 2. 及び3. 4. 3. の規定は適用しない。この場合において、旧規定中「協定規則第157号」とあるのは、「協定規則第157号補足第3改訂版」と読み替えることができる。
- 一 令和5年8月31日以前に製作された自動車
 - 二 令和5年9月1日から令和9年8月31日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの
 - イ 令和5年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車
 - ロ 令和5年9月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、同年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車と自動運行装置に係る性能が同一であるもの
 - ハ 国土交通大臣が定める自動車
 - 三 令和9年8月31日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの